

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則 二七

告 示

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定し、及び当該水域類型に係る基準値の達成期間を定める件 二六

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二六

○地籍調査の成果について認証した件 二六

○土地改良法により換地処分をした件 二六

○土地改良法により換地処分をした旨届出があった件 二六

公 告

○森林病虫害等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件 二八

○道路の区域を変更する件四件 二九

○道路の供用を開始する件六件 三〇

○自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する件 三三

○平成二十二年度福島県献血推進計画を定めた件 三三

○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三四

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 三四

福島県教育委員会

○福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 三四

規 則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月二十六日

福島県規則第二十号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則(平成四年福島県規則第十三号)の一部を次のよ

福島県知事 佐藤 雄 平

うに改正する。

別表第二の二の1の表中(33)を(34)とし、(32)を(33)とし、(31)を(32)とし、(30)を(31)とし、(29)を(30)とし、(28)を(29)とし、(27)を(28)とし、(26)を(27)とし、(25)を(26)とし、(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 万能試験機 (AG-1000kNX)

一時間 一、六五〇円

別表第二の二の2の表(4)中「52B-550」を「RONDCOM 60A」に、「二、九九〇円」を「二、一〇〇円」に改め、別表第二の二の3の表中(35)から(38)までを削り、(39)を(35)とし、(40)を(36)とし、同表(41)中「STD Q600」を「SDT Q600」に改め、同表(41)を同表(37)とし、同表(42)中「TMA Q400EN」を「TMA Q400EM」に改め、同表(42)を同表(38)とし、同表中(43)を(39)とし、(44)を(40)とし、(45)を(41)とし、(46)を(42)とし、(47)を(43)とし、(48)を(44)とし、(49)を(45)とし、(50)を(46)とし、(51)を(47)とし、(52)を(48)とし、(53)を(49)とし、(54)を(50)とし、(55)を(51)とし、(56)を(52)とし、(57)を(53)とし、(58)を(54)とし、(59)を(55)とし、(60)を(56)とし、(61)を(57)とし、(62)を(58)とし、(63)を(59)とし、(64)を(60)とし、(65)を(61)とし、(66)を(62)とし、(67)を(63)とし、(68)を(64)とし、(69)を(65)とし、(70)を(66)とし、(71)を(67)とし、(72)を(68)とし、(73)を(69)とし、(74)を(70)とする。

別表第三の四の表ウ(1)中「四、七〇〇円」を「四、七五〇円」に改め、同表力(1)中「一、一〇〇円」を「二、七四〇円」に改め、同表力(2)中「二、六〇〇円」を「二、八七〇円」に改め、同表力(3)中「三、九〇〇円」を「四、二一〇円」に改め、別表第三の

七の表ウ中	(1) 鑑別	一 一 試料	二、一〇〇円
	(2) 織物設計	一 一 試料	四、〇〇〇円
		(1) 鑑別	二、一〇〇円
		(2) その他の	四、〇〇〇円
		(3) 織物設計	を

織物	一 一 試料	二、一〇〇円
	一 一 試料	四、六三〇円
	一 一 件	四、〇〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第二の二の3の表(4)の改正規定(「STD Q600」を「SDT Q600」に改める部分に限る。)及び同表(42)の改正規定(「TMA Q400EN」を「TMA Q400EM」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

告 示

福島県告示第二百五号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。）別表二に掲げる類型をいう。）を次の表の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

（産業創出課）

水 域	該当類型	達成期間
阿賀野川水系 日橋川（金川発電所放流水路合流点より下流）	河川生物B	直ちに達成
阿賀野川水系 湯川（東山ダム貯水池を除く。）	河川生物A	
阿賀野川水系 旧湯川	河川生物B	
阿賀野川水系 宮川	河川生物A	
阿賀野川水系 旧宮川	河川生物B	
阿賀野川水系 田付川	河川生物A	
阿賀野川水系 濁川（濁川橋より上流）	河川生物A	
阿賀野川水系 濁川（濁川橋より下流）	河川生物B	
阿賀野川水系 東山ダム貯水池	湖沼生物A	
阿賀野川水系 谷田川	河川生物A	

備考 該当類型の欄中「河川生物A」又は「河川生物B」の表示は、それぞれ環境庁告示別表二の1の(1)のイの表の類型の欄に掲げる「生物A」又は「生物B」を示し、「湖沼生物A」の表示は、環境庁告示別表二の1の(2)のウの表の類型の欄に掲げる「生物A」を示す。

（水・大気環境課）

福島県告示第二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年三月二十六日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日
福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン郡山堤下 福島県郡山市堤下町一番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、喜多方市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
喜多方市
- 二 成果の名称
喜多方市高郷町磐見の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十二年三月十六日合戸地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

（農地管理課）

福島県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定により、下郷町土地改良区から平成二十二年三月十一日志源行地区の区画整理事業に係る換地処分をした旨届出があった。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

（農地管理課）

福島県告示第二百十号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

平成二十二年三月二十六日

一 区域及び期間

1 区域

会津若松市、郡山市（湖南町の区域に限る。）、喜多方市、田村市、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡会津美里町、東白川郡鮫川村、石川郡平田村、同郡古殿町、田村郡小野町、双葉郡川内村、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村

2 期間 平成二十二年四月十二日から平成二十三年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所存する松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤により防除し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1に掲げる区域の特定森林（法第二条第三項に規定する特定森林をいう。以下同じ。）において松くい虫の被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の1に掲げる区域及びその周辺の区域の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員（法第十一条に規定する森林害虫防除員をいう。以下同じ。）の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに当該措置に係る樹木の所在する市町村の長を経由して所轄の福島県農林事務所長にその旨を届け出ること。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに当該措置に係る樹木の所在する市町村の長を経由して所轄の福島県農林事務所長に提出すること。
- 4 知事は、3に係る申請書の提出があったときは、三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。
- 5 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が一の2に掲げる期間内に三に掲げる処置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 6 知事は、5の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分に相当する額をその者から徴収することがある。

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道南福島停車場線	福島市黒岩字素利町二 四番一地先から 同 市太平寺字附屋敷 三三番一地先まで	A 二四・〇	A 二四・〇	一八二・〇	四九〇・二
		A 二四・〇	A 二四・〇		

(道路計画課)

福島県告示第二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道中野須賀川線	須賀川市西川字隠久保 六八番八地先から 同 市西川字西田一 一〇番二地先まで	九・六	九・六	四六・〇	四六・〇
		九・六	九・六		

(道路計画課)

(森林整備課)

福島県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道高萩 塙線	東白川郡塙町大字片貝 字滝ノ入八二番地先か ら 同 郡同町大字那倉 字矢塚四五番地先まで	変更前 変更後	四・五 一・四	三五七・〇 三二一・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 若松熱塩 温泉自転 車道線	喜多方市慶徳町新宮字 桜本一八番二地先から 同 市豊川町米室字 押切南二丁目八〇番地 先まで	変更前 変更後	三・〇 二・〇	三、四六一・七 三、四六一・七

(道路計画課)

福島県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道南福島停車場 線	福島市黒岩字素利町二四番一地先から 同 市太平寺字埴屋敷三三番一地先まで	平成二十二年三月 二七日

(道路計画課)

福島県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道中野須賀川線	須賀川市西川字隠久保六八番八地先から 同 市西川字西田一〇番二地先まで	平成二十二年三月 二六日

(道路計画課)

福島県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道長沼喜久田線	須賀川市長沼字子ツコ橋九〇番地先から 同 市滝字大新畑一八番二地先まで	平成二十二年三月 二六日

福島県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

（道路計画課）

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四〇〇号	耶麻郡西会津町下谷字東中山丙一七番一地从先から 同 郡同 町下谷字一ノ沢丁一六二番一地从先まで	平成二十二年三月二十六日

（道路計画課）

福島県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道会津若松熱塩温泉自転車道線	喜多方市慶徳町新宮字桜本一八番一地从先から 同 市豊川町米室字押切南二丁目八〇番一地从先まで	平成二十二年三月二十六日

（道路計画課）

福島県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一五号	相馬市東玉野字姥ヶ岩国有林二三四二林班 わ小班地先から 同 市東玉野字姥ヶ岩国有林二三四二林班 よ小班地先まで	平成二十二年三月二十六日

（道路計画課）

福島県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、県道について専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のように指定する。
平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名 会津若松熱塩温泉自転車道線

（道路計画課）

公 告

公告第二百二十四号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十条第四項の規定により、平成二十二年福島県献血推進計画を次のとおり定めた。
平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成22年度福島県献血推進計画

はじめに

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第九条に規定する基本方針及び同法第十条第一項に規定する献血推進計画に基づき、同法第四項の規定により福島県が定める平成22年度の献血の推進に関する計画である。

第1 平成22年度に献血により確保すべき血液の日標準量及び目標人数

1 献血により確保すべき血液の日標準量

(1) 平成22年度の輸血用血液製剤は赤血球製剤120,000単位、血漿製剤53,000単位、血小板製剤150,000単位が必要と見込まれる。

また、原料血漿は15,408リットルの確保が国から割り当てられている。

(2) 県内で必要とする血液を県民の献血により確保するとともに、割り当てられた原料血漿を確保するため、平成22年度に献血により確保すべき血液の日標準量を、

200mL献血が2,500リットル、400mL献血が23,080リットル、血漿成分献血が4,237リットル、血小板成分献血が5,800リットルの計35,617リットルとする。

2 献血目標人数等
上記目標量を確保するための献血者確保目標人数を90,100人とし、その内訳は、200mL献血者数12,500人、400mL献血者数57,700人、血漿成分献血者数5,400人、血小板成分献血者数14,500人とする。

3 市町村と福島県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）の配分方法
全血献血等については、県内の各市町村を巡回する血液センターの移動採血車による確保が主体となるため、上記目標人数を次のとおり市町村と血液センターに配分する。

(1) 全血献血者数（200mL、400mL）

全血献血については、移動採血車による採血が主力であり、また、移動採血車による献血は事業所等の受け入れ時間の短縮を考えると、採血時間の短い全血献血がより効率的である。したがって、血液センター（固定施設）についてはRハライナス型の対応や緊急時の対応を主に考えることとし、平成21年度上半期の実績を考慮して市町村と血液センターの配分比率を89：11とする。

(2) 成分献血者数

成分献血（血漿成分献血及び血小板成分献血）については、各血液センター及び献血ルームなどの固定施設で採血を行うこととする。

献血目標人数（単位：人）

区 分	献血者数	内 訳			
		200mL献血	400mL献血	血漿成分献血	血小板成分献血
血液センター	27,622	1,375	6,347	5,400	14,500
移動採血車 （市町村）	62,478	11,125	51,353	0	0
計	90,100	12,500	57,700	5,400	14,500
前年度目標	84,100	10,800	52,800	9,700	10,800
増 減	6,000	1,700	4,900	-4,300	3,700

4 各市町村への配分

上記のとおり市町村に配分した目標人数は、献血種別ごとに、平成21年10月1日現在における15歳から64歳までの現住人口に応じて配分し、各市町村に対しての割

り振りは別に定める。

5 移動採血車運行計画の策定等

県及び市町村は、血液センターと十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力する。

6 献血目標人数の確保

県、市町村及び血液センターは、200mL献血から400mL献血へ移行している現状を踏まえ、設定された種別ごとの目標人数の確保に努める。

第2 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血に関する普及啓発活動の実施

(1) 県及び市町村は血液センターの協力を得て、広く国民各層に治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、県民に対し、普及及び啓発を行う。

(2) 県及び市町村は、血液センターの協力を得て、より多くの県民が献血に参加できるよう、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発、献血組織の育成及び献血の受入れの円滑な実施等を行い、献血への関心を高める。

(3) 血液センターは、県及び市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮し、継続して献血に協力できる環境の整備を行うとともに、献血者に必要な情報を提供すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかける。

(4) 県、市町村、血液センター及び医療関係者は、県民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について正確な情報を伝え、各種の普及啓発を実施する。

(5) 県、市町村及び血液センターは、血液製剤の安全性を確保するため、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう様々な広報手段を用いて周知徹底を図る。これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

ア 献血推進キャンペーン等の実施

(ア) 県は、献血量を確保しやすくなるとともに、400mL全血採血及び成分献血の推進及び普及のため、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までに「はたちの献血キャンペーン」を実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて、県民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

(イ) 県、市町村及び血液センターは、これらの献血推進活動を実施する。

(ロ) 県は、市町村等関係機関に対して文書等による事業の協力依頼を行う。

(ハ) 県は、原則として7月の「愛の血液助け合い運動」月間中、県内13市において、各市との共催による街頭献血キャンペーンを開催する。

イ 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発

県、市町村及び血液センターは、地域の実情に応じて、若年層の献血への関

心を高めるため、学校等に対して、ボランティア活動である献血や血液製剤について情報提供を行う。

(7) 県は、「ジュニア献血ポスターコンクール事業」として、以下の内容を実施する。

a 将来の献血者確保と一般県民への献血思想の普及啓発を目的として、県教育委員会の協力の下に、中学生を対象とした献血基礎知識の啓発を兼ねたポスターコンクールを実施する。

b 優秀作を用いて作成したポスターを中学校等に配布し、広く県民に対し、献血思想の普及啓発を行う。

(4) 県は、大学生等ボランティアによるキャンペーンを支援し、ボランティア団体の育成及び若年層献血者の増加を図る。

(5) 県及び血液センターは、特に若年層への啓発を効果的に行うため、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含めた様々な広報手段を活用する。

ウ 複数回献血の推進

県、市町村及び血液センターは、事業所訪問を行い複数回献血を推進し、血液製剤の安定供給を図る。

エ 「キビチーちゃん」を活用した啓発
平成8年度に作製した献血マスケット「キビチーちゃん」を活用した各種啓発を行う。

2 献血功労等の顕彰

ア 県は、献血事業に功労のあった団体又は個人に対して福島県知事感謝状を贈呈する。

イ 県は、各市町村の協力を得て、国が開催する献血運動推進全国大会における厚生労働大臣表彰等に対し、積極的に該当団体等を推薦する。

3 会議等の開催

県は、適切な時期に、次の会議等を開催する。

ア 平成22年度市町村献血担当課長会議

イ 平成22年度市町村献血担当者等会議

ウ 次年度目標(案)設定会議

4 献血推進協議会の活用

ア 県は、献血推進協議会を開催し、献血事業の課題について協議を行い、献血推進事業の基本となる献血推進計画を策定する。

イ 市町村は、各地域における献血推進協議会や献血推進団体等を活用し、それぞれの地域の実情に応じた献血推進事業について検討する。

5 その他関係団体等による取組み

その他関係団体及び企業等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、献血しやすい環境作りを推進する。

6 血液製剤使用適正化普及事業

ア 輸血療法委員会等の設置の促進

県は、適切な機会をとらえて、県内の医療機関に対して、院内における輸血療法委員会、責任医師の任命及び輸血部門の設置の促進に努める。

イ 血液製剤使用に係わる懇談会の開催

県内における血液製剤使用の現状・問題点を整理・検討し、その結果に基づき今後の具体的施策を検討するため、懇談会を開催する。

(7) 血液製剤使用指針等説明会の開催

国が定めた血液製剤使用指針等の周知を図るため、医師等の医療従事者を対象とした説明会及び自己血輸血の普及を図るための講習会を開催する。

(4) 輸血に関するアンケート調査の実施

血液製剤の使用状況等を調査し、その需要状況を把握するため、病院等を対象に「輸血に関するアンケート調査」を実施する。

(5) 福島県合同輸血療法委員会の開催

効果的な血液製剤使用適正化の方策について検討するため、県内の医療機関に設置されている輸血療法委員会の構成員を対象とする合同輸血療法委員会を開催する。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

ア 血液センターは、献血者の個人情報保護するとともに、採血の業務の管理を適正に行うこと等により、献血者が安心して献血できる環境の整備を行い、採血時の安全性を確保し、採血時の事故に備える等の措置を講ずる。

イ 血液センターは、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えぬよう特に留意するとともに、献血者の要望を把握し、献血受入体制の改善に努める。

ウ 県は、血液センターによるこれらの取組みを支援する。

(2) 血液検査による健康管理サービスの充実

血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。

(3) 献血者の利便性の向上

血液センターは、安全性に配慮しつつ効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の効果的な運用、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性と安全で安心な献血に配慮した献血の実施に努める。

(4) 血液製剤の安全性の向上のための取組み

県及び保健所を設置する市は、必要に応じ、医療関係者が安全対策を適切に実施するよう指導に努める。

(5) まれな血液型の血液の確保

血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保する

ため、当該献血者に対し、登録の充実を図る。

2 災害時等における血液の確保等

(1) 県は、別に定める「福島県防災計画」において、災害時等において血液等が適切に供給されるよう所要の措置を講ずる。

(2) 県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、血液センターと連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な媒体を活用し、需要に見合った全体的な献血の確保を行う。

(3) 県及び市町村は、災害時において、血液センター等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

(4) 血液センターは、災害時における献血受入体制を構築し、全体的な需給調整等の手順を定め、県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する必要がある。

3 供給体制の整備と在庫管理

(1) 県及び血液センターは、赤血球製剤等の在庫水準を随時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、血液が適切に供給されるよう必要な措置を講ずる。

(2) 献血推進のための危機管理対応マニュアルは、別に定める。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認・評価

(1) 県及び市町村は、献血推進のための施策の進捗状況、血液センターによる献血の受入れの実績について確認し、その評価を行うことにより、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行う。

(2) 血液センターは、献血の受入れに関する実績や体制等について評価を行い、献血の推進に活用する。

(薬 務 課)

公告第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画土地地区画整理事業の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第一号

教 育 庁

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

る訓令

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成元年福島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改め、同条第四項を削る。

第四条第二項中「午後六時」を「午後五時四十五分」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第五条第二項中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第六条第三項中「午後五時」を「午後四時四十五分」に改め、同条第四項中「午後一時十分」を「午後一時二十五分」に改める。

第七条中「から第四項まで」を「及び第三項」に改める。

第八条中「半日勤務時間の割振りの変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第十一条中「から第四項」を「から第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とする。

第九条中「第八条の三及び第八条の四」を「第八条の四及び第八条の五」に、「手続き」を「手続」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(超勤代休時間の指定)

第九条 勤務時間条例第八条の三第一項の規定による超勤代休時間の指定については、所属長が行うものとする。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定（「手続き」を「手続」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(職員課)